

聖籠町告示第 88 号

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 8 月 28 日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を来している中小企業者を支援することを目的とし、新潟県セーフティネット資金融資要綱（以下「県要綱」という。）第 7 条第 2 項の表第 8 項の融資（以下「県融資」という。）を受けた者に対して、予算の範囲内で当該県融資に係る負担利子の一部を補給することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成 23 年聖籠町規則第 33 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に規定する法人又は個人をいう。
- (2) 取扱金融機関 別表に掲げる金融機関の県内営業店をいう。
- (3) 利子補給 中小企業者が取扱金融機関から県融資を受けたときに、当該取扱金融機関に対し利子補給金を交付することをいう。

(利子補給の対象者)

第 3 条 利子補給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付要綱（令和 2 年聖籠町告示第 87 号）の規定による利子補給補助金の交付を受ける場合は、この限りでな

い。

- (1) 町内に事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 県融資を受けていること。
- (3) 町税を完納していること。
- (4) 聖籠町暴力団排除条例（平成24年聖籠町条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でない者又はそれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（利子補給の対象利子）

第4条 利子補給の対象となる利子は、県融資に係るものとする。

（利子補給の対象期間）

第5条 利子補給の対象期間（以下「対象期間」という。）は、県融資の融資期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象期間内において、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に定める日を対象期間の終期とする。

- (1) 事業所を町外に移転した場合 移転した日
- (2) 償還を怠った場合 約定に従い最後に償還をした日
- (3) 事業を休止し、又は廃止した場合 休止し、又は廃止した日

（利子補給金の額）

第6条 利子補給金の額は、取扱金融機関に支払うべき利子総額（償還の遅延に係る利子支払額を除く。）に、貸付利率から0.9パーセントを差し引いた率を乗じ、当該貸付利率で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（利子補給金の額の算定）

第7条 利子補給金の額の算定は、会計年度による1年間を上期（4月1日から9月30日）と下期（10月1日から3月31日）に分けて行うものとする。

（利子補給の承認申請）

第8条 利子補給を受けようとする者は、取扱金融機関から県融資が実行された後、速やかに聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給承認申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（利子補給の承認）

第9条 町長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者を利子補給対象者として指定し、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給承認通知書（様式第2号）により当該利子補給対象者に通知するものとする。

2 前条の規定による申請を受理し、その内容を審査した結果、適当でないと認めたときは、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給不承認通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（利子補給金交付申請等の権限の委任）

第10条 利子補給対象者は、委任状（様式第4号）により利子補給金の交付申請、実績報告及び受領の権限を取扱金融機関に委任するものとする。

（申請内容の変更）

第11条 利子補給対象者は、事業を休止し、若しくは廃止し、又は利子補給金の対象となる利子総額が変更となった場合は、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給変更承認通知書（様式第6号）により当該利子補給対象者に通知するものとする。

（利子補給金の交付申請等）

第12条 取扱金融機関は、上期分については毎年9月10日までに、下期分については毎年3月10日までに町長に聖籠町新型コロナウ

イルス感染症対策特別融資利子補給金交付申請書兼実績報告書（様式第7号）を提出しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

（交付決定等）

第13条 町長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、交付すべき利子補給金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第8号）により当該取扱金融機関に通知するものとする。

（利子補給金の請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、利子補給金を交付するものとする。

（利子補給の取消し）

第15条 町長は、利子補給対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給の承認の全部又は一部を取り消し、既に取扱金融機関に交付した利子補給金について期限を定めて当該利子補給対象者に返還を求めるものとする。

（1） 偽りその他不正な手段により利子補給の承認を受けたとき。

（2） その他町長が利子補給の承認を不相当と認めるとき。

（委任）

第16条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、告示の日から施行し、令和2年2月28日以降の融

資に適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

別表

取扱金融機関		
大光銀行	八十二銀行	北陸銀行
富山第一銀行	東邦銀行	きらやか銀行
秋田銀行	三菱UFJ銀行	みずほ銀行
りそな銀行	三井住友銀行	新潟信用金庫
柏崎信用金庫	加茂信用金庫	上越信用金庫
長岡信用金庫	村上信用金庫	新井信用金庫
三条信用金庫	新発田信用金庫	新潟縣信用組合
糸魚川信用組合	巻信用組合	協栄信用組合
三条信用組合	新潟大栄信用組合	塩沢信用組合
はばたき信用組合	興栄信用組合	商工組合中央金庫
新潟県信用農業協同組合連合会	北越後農業協同組合	越後中央農業協同組合
越後ながおか農業協同組合	柏崎農業協同組合	十日町農業協同組合
えちご上越農業協同組合	佐渡農業協同組合	みなみ魚沼農業協同組合
越後さんとう農業協同組合	にいがた南蒲農業協同組合	

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

事業所所在地

事業所名

代表者名

㊟

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給承認申請書

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給を受けたいので、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 対象資金詳細

資金の名称	
融資借入額	円
借入期間	年 月 日 から 年 月 日まで
利率	年 %
金融機関名	

添付書類

- ・ 県融資を受けた内容がわかる書類（金銭消費貸借契約証書等の写し）
- ・ 返済予定表等の写し
- ・ 町税の完納証明書

様式第2号（第9条関係）

聖籠町指令第 号
年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名

様

聖籠町長

印

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給承認通知書

年 月 日付けで申請のあった聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給について、利子補給対象者として指定し、下記のとおり利子補給することを承認したので、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 利子補給対象借入額 円
- 2 利子補給対象期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 利子補給率 年 %

様式第3号（第9条関係）

聖籠町指令第 号
年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名

様

聖籠町長

印

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給について、下記の理由により不承認としたので、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

取扱金融機関

様

事業所所在地

事業所名

代表者名

㊞

委 任 状

私は、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付要綱第10条の規定により、利子補給金の交付申請、実施報告及び受領の権限を委任します。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

事業所所在地

事業所名

代表者名

⑩

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給変更承認申請書

年 月 日付け聖籠町指令第 号で利子補給の承認のあった件について、下記のとおり変更したいので、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第6号（第11条関係）

聖籠町指令第 号
年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名 様

聖籠町長 ⑩

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給について、下記のとおり変更することを承認したので、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

変更の内容

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

取扱金融機関 事業所所在地

事業所名

代表者名

㊟

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付申請書兼実績報告書

年 月 日付け聖籠町指令第 号で承認のあった に
対する県融資に係る利子補給について、下記のとおり利子補給金の交付を受けたいので、聖籠
町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付要綱第12条の規定により申請し
ます。

記

1 交付申請額 円（ 年 期分）

2 利子総額 円

3 償還状況

(単位:円)

期間	元金	利子額	償還日	利子補給金額
年 月分				
年 月分				
年 月分				
年 月分				
年 月分				
年 月分				
合 計				

様式第8号（第13条関係）

聖籠町指令第 号
年 月 日

取扱金融機関

様

聖籠町長 ⑩

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付決定通知書
兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金の交付について、下記のとおり交付することを決定し、利子補給金の額を確定したので、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額兼確定額 円

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

取扱金融機関 事業所所在地

事業所名

代表者名

㊞

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付請求書

年 月 日付け聖籠町指令 号で額の確定のあった件について、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付要綱第14条の規定により請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関		支店名	
預金種別		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	-----		